平成２６年（フ）第１３７８号
神奈川県茅ヶ崎市みずき３丁目15番５号　アムールバービー湘南302
債務者　小川　　裕
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４１９号
横浜市緑区十日市場町823番地９　エムフリートビル301号
債務者　菅原登美代（旧姓浮島）
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１７号
静岡県浜松市東区丸塚町231番地　マンション木ノ神203、前住所静岡県浜松市東区小池町1391番地の１　メゾン清里502号室
債務者　根岸　綾子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第７２５号
東京都町田市成瀬が丘３丁目９番地５グレースハイム101
債務者　喜谷　博和
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３８７号
神奈川県茅ヶ崎市旭が丘５番26号
債務者　大越　久子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３０号
静岡県焼津市栄町１丁目10番20号　ＳＴビル301、旧住所静岡県伊東市富戸1020番地の491
債務者　遠藤　尚子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９５号
静岡市駿河区広野６丁目16番12―３Ｃ号、旧住所静岡県藤枝市志太２丁目２番34号
債務者　八木　志津
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２５号
静岡県藤枝市瀬戸新屋362番地の32
債務者　馬場　貴子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６４号
東京都小平市花小金井４丁目21番３―208号
債務者　高野　雅子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６８０号
東京都武蔵野市境２丁目10番６―204号ビッグチャンス21
債務者　五十嵐一仁
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７２６号
東京都八王子市大谷町890番地11
債務者　玉川眞由美
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７３１号
東京都八王子市中野山王３丁目７番２―709号
債務者　志賀　公子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４３３号
静岡市清水区船越東町300番地　レオパレスＳＨＩＮ103号、旧住所静岡市清水区元城町６番９号　コーポ元城102
債務者　杉山　祥行
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月１日午後１時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２４号
静岡県浜松市北区初生町1029番地の10
債務者　内多美恵子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３１３号
静岡県浜松市中区高丘北３丁目33番12号　クレールⅢ401号
債務者　井上　靖史
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係